

公園施設等の利用に対する使用料

(カッコ書きは改定前の金額)

<公園施設を設け、又は管理して公園を利用する者の納付すべき使用料>

区分	単位	使用料
土地を利用する場合	利用期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき	16円50銭 (16円20銭) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
工作物その他の物件又は施設を設置し利用する場合	利用期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき	49円50銭 (48円60銭) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)

<公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料>

占有物件	単位	使用料
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	占有期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき	484円 (475円20銭) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)

<第5条第1項各号に掲げる行為をして公園を利用する者の納付すべき使用料>

行為の種類	単位		使用料
行商、露天商、募金その他これらに類するもの	屋内のとき	1平方メートル1日につき	91円(90円) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う写真撮影	1台1日につき		241円(237円) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う映画撮影 興業	1日につき		712円(700円) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	利用期間が1月未満のとき	1平方メートル1日につき	1円10銭(1円8銭) (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)

<新吉水第2公園使用料>

照明	1回につき	1,100円 (1,080円)
----	-------	--------------------

<城山公園使用料>

(1) 万葉の里・城山記念館

区分	午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
多目的室	650円 (640円)	1,100円 (1,080円)	870円 (860円)
和室(1)	220円 (210円)	430円	320円
和室(2)	320円	430円	430円

(2) 城山公園駅北駐車場

万葉の里・城山記念館の利用者		無料
上記以外の者	利用時間が3時間まで	無料
	利用時間が3時間を超え4時間までの分	110円 (108円)
	利用時間が4時間を超える分	1時間につき55円 (54円)

<嘉多山公園野外ステージ使用料>

区分		午前8時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
営利を目的としない場合	学生等	1,330円 (1,310円)	1,670円 (1,640円)	1,720円 (1,690円)	3,770円 (3,710円)
	学生等以外の者(6歳以下を除く。)	2,670円 (2,630円)	3,350円 (3,290円)	3,450円 (3,390円)	7,580円 (7,450円)
営利を目的とする場合		10,660円 (10,470円)	16,010円 (15,720円)	21,340円 (20,960円)	48,020円 (47,150円)

所管課 都市整備課 TEL : 0283-20-3101